

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 63 年 6 月まで  
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 12 月まで

昭和 57 年 4 月結婚後、家計を管理していた義母が、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてくれていたので、社会保険庁の記録において、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

義母は「国民年金保険料は自治会の班長を通じて納付していた。また、納付書が送られてきたので、あわてて銀行に納めに行った記憶もある。」と話している。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳は、昭和 62 年 10 月ごろ交付されたものと推測され、申立期間①のうち 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であり、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の義父母は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、62 年 4 月以降申立人の妻も保険料をすべて納付しており、申立人の義母が、市の現年度保険料の納付勧奨に応じ、申立人の国民年金保険料を納付したとしても不自然ではない。

また、申立人の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、過年度納付されていることが市の国民年金被保険者名簿で確認でき、申立期間当時、時効直前の期間の納付書を 3 か月ごとに送付していたことが社会保険事務所により確認できるところ、保険料が納付された期間に続く申立期間②の過年度納付書も社会保険事務所において作成され、申立人に送付

されたものと考えられることから、当該納付書により申立期間②の保険料も義母が過年度納付したと考えることが自然である。

- 2 一方、申立人の国民年金手帳が交付されたと推測される昭和 62 年 10 月時点では、申立期間①の一部の期間は時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料は申立人の妻も未納とされており、申立人の義母が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は当該期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の義母の加入手続の時期や納付金額等の記憶は曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 6 月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 60 年 6 月まで

昭和 52 年 4 月専門学校卒業後、歯科医院に勤務したが厚生年金保険の適用がなく、町役場で国民年金の加入手続をした。その後、複数の歯科医院に勤務した後昭和 59 年 12 月に退職し、国民年金に再加入手続をした。

国民年金保険料は、地区の役員のところへ保険料を持って行き納付しており、両親が私の国民年金保険料も合わせて納付していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親は、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の両親が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料額とほぼ一致する。

さらに、申立人の昭和 60 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料は過年度納付、61 年 1 月以降は現年度納付されていることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、申立人の国民年金の再加入手続は 61 年 4 月ごろ行われたと推測されるところ、その時点において、申立期間は過年度納付が可能な期間であるにもかかわらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親が過年度納付の可能な申立期間の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

## 佐賀国民年金 事案 400

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年8月まで  
私達夫婦二人の国民年金加入手続は夫が行い、保険料も夫が毎年1年分をまとめて納付してくれていた。  
夫は「昭和45年に、さかのぼって36年4月から未納期間のすべての保険料を納めたはずである。1万円くらい納めたが、還付金は受け取った記憶はない。」と言っているので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、5か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の昭和36年9月から39年3月までの国民年金保険料は、45年5月29日に現金により納付されたことが、社会保険事務所の特殊台帳で確認できるが、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、収納事務処理に不合理な点がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月ごろ払い出されており、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳には、当初申立人が35年10月1日に強制加入対象者として国民年金被保険者資格を取得したことが記録されており、36年9月から39年3月までの国民年金保険料が45年5月29日に納付されていることから、申立期間の保険料も納付できたものと推測される。

加えて、申立人の夫が、昭和45年5月29日に納付したとする夫婦二人の国民年金保険料額は、申立期間を含めた期間の保険料額とおおむね一致することから、申立期間の保険料も含めて納付したと考えることが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月20日から同年12月31日まで

B社に在籍中、兄であるA社社長から要請があったため、B社を昭和51年10月15日に退職し、すぐにA社に入社し、営業担当として現場の第一線で働いていた。社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険の記録が昭和52年1月からとされており、3か月間の空白期間があるため記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はB社に在職中にA社の社長から要請があり、昭和51年10月15日に前社を退職後すぐにA社に勤務したとしている。申立人は「給与の起算日は51年11月1日であり、11月から給与をもらった。10月は無給だった。」と供述しているところ、申立人が所持する家計簿に記載されているA社から支払われた昭和51年11月分の給与の手取金額が記載されていることから、申立人の供述は信憑性が高いといえる。

また、申立人は「入社時の給与は16万円程度だった」と供述しているところ、当該家計簿に記載されている手取金額は、16万円の標準報酬月額に基づいた社会保険料を控除した金額とほぼ一致している。

さらに、事業主の妻は「申立期間当時の給与計算の締切日は毎月月末であった。」と供述している。

加えて、社会保険庁の記録では、A社に係る厚生年金保険の加入記録がある

137人のうち、126人が月初めに資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和51年11月から12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、申立人が昭和52年1月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した際の標準報酬月額である16万円とすることが妥当である。

なお、A社は既に廃業しており、申立期間当時の資料が残っておらず確認することができないことから、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人は、A社に入社した10月分の給与について、「給与計算の起算日は、昭和51年11月1日であり、同年10月の数日間は無給だった。」と供述しており、申立期間のうち51年10月20日から同年10月31日までの間は、事業主により厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和51年10月20日から同年10月31日までの間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 401

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 57 年 4 月結婚後、家の金銭管理を行っていた母親が、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納めてくれていたので、社会保険庁の記録において、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

母親は「国民年金保険料は自治会の班長を通じて納付していた。また、納付書が送られてきたので、あわてて銀行に納めに行った記憶もある。」と話している。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の母親の加入手続の時期や納付金額等の記憶は曖昧であるため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号が払い出された時期から、昭和 61 年 9 月ごろ交付されたものと推測され、この時点では、申立期間の一部の期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親が昭和 57 年 4 月ごろ夫婦二人の国民年金の加入手続を同時に行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳は、61 年 9 月ごろ交付されているのに対して、申立人の夫の国民年金手帳は、62 年 10 月ごろ交付されており、申立人夫婦の交付日は異なっていることから、



申立内容に不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年10月までの期間及び57年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から55年12月まで  
② 昭和56年1月から同年10月まで  
③ 昭和57年5月から61年3月まで

父から「老後になったら年金がもらえるよう必ず納付しなさい。そうしないと、60歳になった時、お前だけ年金がもらえなくなると困るだろう。」とうるさく言われていたので、国民年金保険料は未納が無いよう納付してきた。

国民年金保険料を納付できないときは親から借りてでも納付してきたので免除を申請したことはない。

申立期間の保険料を納付してきたのに、社会保険庁の記録では、申立期間が未納及び免除期間とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の未納期間が無いよう納付してきたと申し立てているが、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が存在する上、申立期間は合計78か月と長期間である。

また、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の申立期間の保険料を納付していたとされる前妻の保険料については申立期間①は未納期間であり、申立期間②及び③についても保険料免除期間とされており、申立人と申立人の前妻の納付記録は一致している。

さらに、申立人の前妻は夫婦二人分の国民年金保険料の免除を申請したことを記憶していると供述している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 佐賀国民年金 事案 403

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から48年10月まで

友人の勧めがあり、私自身も国民年金への加入の必要性を感じていたため、昭和43年夏ごろ国民年金に加入したはずである。その後、自分で国民年金保険料を納付していたので、社会保険庁の記録では申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月にA市で払い出されており、申立期間において、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であるため、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となり、申立期間は、さかのぼって国民年金への加入及び保険料の納付ができない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した日は昭和48年11月5日で一致しており、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間に国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間は、62か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月まで  
昭和 35 年 4 月から 36 年 4 月ごろまで A 社に勤務していた。同僚の B 君、C 君と一緒に働いていたのを覚えている。  
A 社での厚生年金保険の記録が漏れているので調べてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立期間において、申立人が A 社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A 社の後継会社である D 社は、当時の人事記録や賃金台帳等を保管しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人は給与明細等、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料を所持していない。

また、A 社は、申立人と同期入社と同僚二人については、入社して 1 年経過した後に厚生年金保険に加入させている上、申立人が記憶しているほかと同僚二人も入社して 1 年以上経過した後に厚生年金保険に加入させていることから、同社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所保管の A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の前後である昭和 32 年 7 月から 37 年 4 月までの期間において、申立人の氏名は無い上、申立期間における同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 3 日から 42 年 2 月 17 日まで  
昭和 41 年 9 月 3 日から 42 年 3 月 1 日まで、継続してA社に勤務した。板金塗装等、車の改造をする仕事に従事していたが、社会保険庁に問い合わせしてみたところ、41 年 9 月 3 日から 42 年 2 月 17 日までの記録が無いとの回答があり、納得できない。A社は、元請けであったB社に、A社の経理事務や社会保険事務等を委託していたと思うので、私はB社において厚生年金保険に加入していることも考えられる。申立期間において、A社又はB社に係る厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に入社した経緯に関する記憶は比較的鮮明であり、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日より前からA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A社の厚生年金保険新規適用年月日は昭和 42 年 2 月 17 日であり、申立期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所では無い。

また、A社の現在の事業主は「申立期間当時の資料は保管していない。」と供述しており、貸金台帳等、申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認ができない。

さらに、申立人は「A社がB社に社会保険や経理の事務を委託していたと思う。」と供述しているものの、A社の現在の事業主は「経理や社会保険事務を担当していた私の母は既に死亡しており、当時、どのような処理を行っていたのかは分からない。また、B社の元事業主も既に死亡しているため、調べても何も分からないと思う。」と供述している上、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭

和 37 年 7 月 10 日資格取得、39 年 2 月 1 日資格喪失と記載されており、このほかに申立人のものと思われる加入記録は無く、申立期間において同原票の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が記憶している A 社での同僚は「私が入社したのは昭和 40 年か 41 年ごろだったと思うが、最初は厚生年金保険には加入していなかったのではないか。」と供述している上、申立期間前から A 社で勤務していたと考えられる申立人の A 社に係る同僚 4 人も、申立期間において A 社及び B 社に係る厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 377

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 40 年 3 月 26 日まで  
昭和 40 年 3 月 25 日に A 社 B 事業所を退職し、同年 4 月 16 日に農業を営んでいる夫と結婚した。

退職が決まったときに A 社 B 事業所から脱退手当金の説明を受け、制度は理解していた。また、経理担当の C さんから「厚生年金保険は将来大事な年金だから、脱退手当金は受給しないほうがいいですよ。」とアドバイスを受けたのを覚えている。将来、厚生年金を受給できると思っていたので、国民年金にすぐに参加し、ずっと国民年金保険料を納めており、脱退手当金は受け取っていない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社 B 事業所の被保険者名簿のうち申立人が記載されているページとその前後 2 ページにおいて、女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 27 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 20 人は資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 6 月 23 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等が社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 36 年 4 月 1 日まで  
(A社)  
② 昭和 46 年 2 月から 53 年 5 月まで  
(B社)

申立期間①については、昭和 35 年 3 月 21 日にA社に入社し 37 年 5 月 7 日まで勤務した。同社では関東地区の 3 つの支店で販売員、管理職として働いた。社会保険事務所で記録を確認したところ、36 年 4 月 1 日資格取得とされており、それ以前の期間が無いとのことであった。

当然、厚生年金保険の加入があるはずであり、上記期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

申立期間②については、昭和 46 年 2 月にB社に入社し 53 年 5 月まで勤務した。途中代表者が急に亡くなったため、代表を引き継いだ。社会保険事務所で確認したところ、同社での厚生年金保険加入記録が無いとのことであった。

当然、厚生年金保険の加入記録があるはずであり、上記期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、人事記録、賃金台帳等、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

また、申立人が勤務したと記憶している 3 支店のうち、2 支店は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、1 支店も適用事業所となったのは、申立期間①の後の昭和 37 年 6 月 1 日である。社会保険庁の記録では、申立人は昭和 36 年 4 月 1 日からA社本社、同年 10 月 1 日からA社C支社で厚生年金保険に加入しており、A社の回答からも、当時、A社では支社単位で管轄区域の従業員を一括適用していたことがうかがわれるが、申立期間①において、申立人が勤務していた 3 支店の社会保険の手続きを行っていた可能性がある

A社及びA社C支社に係る社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和36年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、37年5月7日に資格を喪失したことが確認でき、両名簿の申立期間①における整理番号の欠番は無く、申立人がこれ以前にA社において厚生年金保険の資格を取得したことをうかがわせる記載はされていない。

さらに、申立期間①当時、関東地区で適用事業所だったA社の別の支社や、A社の親会社に係る社会保険庁の記録においても申立人の厚生年金保険加入記録は確認できない。

加えて、申立人は当初販売員として勤務したとしているが、申立人が記憶している同僚は、「申立人は入社当初販売職であったと記憶しているが、販売員は委託契約で社会保険の適用はなかったと思う」と供述している上、A社の人事担当者も「販売員は委託契約であり、社会保険には加入させていなかった」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人及び同僚の供述により、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所台帳に記載されておらず、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、B社の事業を引き継いでいるD社は、「社名、住所が数回変わっており、当時の資料は何も残っていない。」としている上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できない。

さらに、申立人が記憶している同僚3人についても申立期間に係る厚生年金保険の記録は確認できず、そのうちの1人は「B社は厚生年金保険に加入していなかったと思う。私のB社での厚生年金保険の記録が無いのであれば、申立人の記録も無いはずだ」と供述している。

このほか、申立期間②における雇用保険加入記録も確認できず、申立の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。